

大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険条例（昭和34年大磯町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に出産した被保険者に係る第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和5年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎